

2022-9-12 第1回「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」の施行状況の検討に係る有識者会議

13時00分～15時00分

○中野参事官 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局の中野と申します。進行をさせていただきます。

ただいまより、「『地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律』の施行状況の検討に係る有識者会議」第1回を開催させていただきます。

委員の皆様には、御多用の中、委員就任をお引き受けいただきまして、また、本日も御参加いただきまして、ありがとうございます。

会議に先立ちまして、私のほうから会議の開催趣旨・会議運営等について申し上げさせていただきます。

資料1がいわゆる設置紙でございます。長い名前の法律ですけれども、地方大学・産業創生法と略しております。

こちらにお示ししていなくて恐縮ですが、後ほど資料2で詳しく御説明いたします、法附則第5条第1項にいわゆる検討規定がございまして、そちらを踏まえて御検討いただく会議でございます。

この法律の中で、政令によって東京23区とされております「特定地域」内の大学の学部収容定員を抑制するという規定がございしますが、専門職大学につきましては、法律がつけられた翌年から始まる新たな学校種であったということで、制度創設から5年間、すなわち令和6年3月31日までは定員抑制の例外になっていたということでございます。この例外規定が切れることに伴いまして、専門職大学の設置の状況、その他法律の施行状況について検討を加えるといった規定がございしますので、そちらに基づいて御検討いただきたいということでございます。

「2. 構成」に関し、2枚目に委員一覧をつけさせていただいております。

座長につきましては、大臣より増田委員にお願いしておりまして、お引き受けいただいているところでございます。

本日は、委員のうち小林委員が御欠席、資料は提出いただいております。また、擘道委員が御欠席でございますが、立教大学の西原総長に代理として出席をいただいております。

委員の皆様の御紹介につきましては、委員一覧と座席表をもって代えさせていただきます。後ほど先生方から御発言をいただく予定でございますので、よろしく願いいたします。

1枚目にお戻りいただきまして、「3. 庶務」のところでございますが、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局が庶務でございますが、この法律の共管である文部科学省、とりわけ23区定員抑制につきましてはその運用等をさせていただいております。

また、専門職大学の所管ということもありまして、本日は文部科学省からも担当の方に出席をいただいているところでございます。

「4. 運営」ですけれども、会議は原則として公開としておりまして、本日も傍聴希望の登録があった方にオンラインでこの会議を配信しておりますので、御承知おきいただければと思います。

また、会議後に会議資料、議事録を公開するというところで、特に非公開とすべきとされたもの以外は原則資料が公開されますので、ご承知おきいただければと思います。

本日、多くの先生方にオンラインで参加いただいております。オンライン参加の委員におかれましては、御発言時以外は音声をミュートにいただきまして、御発言される際、最初の御発表は指名いたしますが、意見交換の際の御発言につきましては挙手ボタンでお示しいただきますようお願いいたします。

それでは、会議の開催に当たりまして、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議の土生事務局長から御挨拶を申し上げます。

○土生局長 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局長の土生と申します。

本日は御多用の中、この有識者会議に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

会議の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

地方には人口減少・少子高齢化をはじめとした様々な社会課題がある中、政府といたしましては、2014年以降、地方創生に取り組んできましたけれども、東京圏と地方との転出入均衡目標はいまだ達成できておらず、実現は道半ばという状況でございます。中でも進学・就職をきっかけに東京圏に流入する若者が転入者の多くを占めることから、地域における若者の修学・就業の促進は、地方創生における極めて重要な課題であると考えております。

こうした中、コロナ禍におきまして、テレワークの浸透に伴い若者の地方移住への関心が高まっていること、あるいは大学においてもオンライン授業の普及が進み、学生が場所にとらわれず教育を受けられるようになるなど、デジタル技術の活用によりまして、若者の東京一極集中から地方への分散に転換する契機を迎えていると考えております。従来の地域における修学・就業の促進を一層推し進めることに加えまして、このチャンスを生かして、新たな促進策を模索していくことも重要であると考えております。

今回の会議は、法律による東京23区内の学部収容定員の抑制に関しまして、専門職大学を抑制の対象外とする経過措置が令和6年3月に終了することから、法律に基づきまして、その取扱いなどについて御検討いただくこととしております。

増田座長はじめ、委員の皆様方には、ぜひ忌憚のない御意見を賜りたいと思います。何とぞ、よろしく願い申し上げます。

○中野参事官 続きまして、増田寛也座長から御挨拶をお願いいたします。

○増田座長 座長を仰せつかりました増田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

今日、私は会場のほうに来ておりまして、会場のほうから以降、司会進行を務めていきたいと思いますが、冒頭、挨拶ということで申し上げます。

平成29年に地方大学・産業創生法が成立する前の段階で、政府のほうで有識者会議がございまして、そちらの有識者会議の座長代理として会議に参加をいたしておりました。そこで提言を取りまとめたという経緯がございます。

この東京一極集中の是正につきましては、若者が進学・就職を機に地域を離れて、東京のほうに出ていくということが、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも、その流れを変えようといういろいろな柱がございました。そういう一環で、地域での進学、それから地域の企業への就職、そういう流れに切り替えていきたいということを当時議論したわけございまして、その必要性はまだ依然として続いていると思います。このためには、成立をいたしました法律の趣旨にのっとり、そうした地域への若者の修学・就業をより一層促進していく、総合的な政策を進めていくことが必要かと考えているところでございます。

その後、コロナウイルス感染症、そして、そのことが大きなきっかけになりましたが、我が国のデジタル環境も著しく改善をされた。地域をめぐる状況は大きく変化してきておりますので、そうした状況変化も踏まえて、今回、各委員の知見を賜りながら、しっかりと議論して、報告書を取りまとめられればと、こんなふうに思っておりますので、忌憚のない意見をお寄せいただきますように、よろしくどうぞお願いいたします。

○中野参事官 ありがとうございます。

それでは、今後の議事進行につきまして、座長にお願いしたいと思います。

○増田座長 それでは、早速議事に入りたいと思いますが、本日は初回ということもございまして、まず初めに事務局から法律の施行状況等に係る説明、その後、各委員から御意見を頂戴していきたいと思いますが、その後、意見交換の時間を設けております。このような順番で進めていきたいと思いますが、初めに事務局のほうから説明をお願いいたします。

○青木参事官補佐 資料につきまして、私、参事官補佐の青木から説明をさせていただきます。

背景と本会議の論点でございますが、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」ということで、以降、地方大学・産業創生法と略させていただきますが、こちらにつきましては地域における若者の修学及び就業を促進するというところで、大きく3点ございます。

1点目として、地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度がございます。

2点目、特定地域内の大学等の学生の収容定員の抑制ということで、こちらが今回の検討の大きな論点の1つになるところでございますので、後ほど詳しく御説明いたします。

3点目として、地域における若者雇用機会の創出等ということで、国は地方公共団体と連携して必要な施策を講じるように努めるということでございます。

2点目の定員抑制と見直しの規定について、改めまして御説明を申し上げますと、法律により特定地域内、政令にて東京23区内、学生が既に相当程度集中している地域として規定されているところがございます。データを基に後ほど御説明いたします。東京23区内の学部等の学生を増加させてはならない(10年間の時限措置)として定められております。こちらに例外事項の例として5つ挙げてございますが、上の3つが実質的に若者の流入にはつながらないとして、まずはスクラップ・アンド・ビルドとして、既存の学部をスクラップして新しく学部をつくる場合、それから留学生や社会人、夜間・通信教育を行う学部・学科については例外となっております。

4点目といたしまして、収容定員増について、投資・機関決定を行っている場合については例外としておりまして、こちらが実質的に効いており、今、23区内の定員は増加しているところがございます。

5点目が今回の論点となる専門職大学等の設置についてです。新制度のため経過措置として設けられておりました。

これらにつきましては、その下、附則につきまして2段階の検討が定められております。まず、今回の第1段階として、令和6年3月末に例外としていた専門職大学・専門職短期大学に関する経過措置が切れるということですので、この扱いと、その他、この法律の施行の状況について検討を加えるとされております。それを受けて今回の検討会が立ち上がった次第でございます。

第2段階目として、令和10年3月31日に、23区定員規制の全体が切れるというところから、全体の見直しが置かれているところがございます。

地方大学・産業創生法に関連した主な出来事といたしまして、時系列に並べてございますが、まずは2002年まで、工業(場)等制限法によって23区を含む地域において1,500平米以上の床面積を持つ大学施設が原則制限されていたということがございます。詳細は資料につけてございますので、追って御覧いただければと思います。

2014年につきましては、いわゆる「増田レポート」により消滅可能性自治体などが示されたことを受けまして、地方創生の機運が高まり、まち・ひと・しごと創生法が成立いたしました。その年のまち・ひと・しごと総合戦略の中においては、東京圏の大学等における入学定員超過適正化が盛り込まれました。こちらを受けまして、文部科学省において平成28年から3年間、平成30年までにかけて段階的に私学助成の厳格化というところで、一定基準入学定員を超過した場合に、私学助成を全額カットするという厳格化を行ったということがございます。

それが始まった平成28年、まち・ひと・しごと総合戦略の中で、地方大学の大学新設抑制等における記載がなされました。これを受けまして、平成29年の1年間かけて検討し、平成30年に地方大学・産業創生法が成立したところがございます。

この議論とおよそ時を同じくして、平成29年には改正学校教育法により専門職大学の制度が成立いたしました。平成31年に施行されたところでございます。

有識者会議の検討につきましては、平成28年に全国知事会からの緊急抜本対策という提言を受けて検討が始まったところでございまして、コマツ相談役の坂根座長、今回座長をお願いしております増田社長に座長代理として検討いただいたところでございます。

そちらの流れを踏まえまして、今回の検討会議において御議論いただきたい論点として3点お示ししております。

まずは最初に専門職大学、専門職短期大学、専門職学科を23区内の定員抑制の対象とするかというところでございます。

論点2として、23区の定員抑制を踏まえまして大学進学時における人の流れの変化をどのように捉えるべきかということで挙げてございます。

論点3として、地域における若者の修学・就業促進、特に今般の感染症の拡大や教育のデジタル化を踏まえて、今後どのような方策が考えられるか。

この大きく3点について御議論いただきたいと考えてございます。

まず、論点2に関しまして、大学生を中心とした人口の動態について御説明申し上げます。

東京圏の転入超過につきましては、直近2年間ではコロナウイルスの影響も考えられて減少しているところでございますが、依然として転入超過が続いております。これを短期大学の入学者の中で見ていきますと、東京都においてはおおむね7万人前後で推移しているところでございます。全体としては減少しておりますが、東京都では7万人が推移しております。

大学生の数も、東京都はこちらのグラフの真ん中のオレンジが示しているところでございますが、一番上の黒い折れ線、全国の大学生の数がおおむね横ばいであるのに対して、東京都につきましては2007年～2021年の間におよそ18%増加しているところでございます。

そういう訳もありまして、東京都の全国に占める学部学生の割合といたしましては、4人に1人の25%が東京都の学生である。さらに23区につきましては18.3%、およそ5.5人に一人という数字となっております。

こちらを出身地別に見てみますと、ここで言う地方とは東京圏、1都3県を除くその他の都道府県としてございますが、一番下の緑の折れ線、地方からの23区への入学者はおおむね2万6000人前後ということで、横ばいになってございます。

2万6000人を地方側から見た場合につきましては、地方からの進学者のうち23区の大学に進学する割合は約6%となっております。この6%という数字は少なく見えるかもしれませんが、次に記載がございまして、1つには地方の中でも比較的人口の多い大阪、兵庫、愛知、京都などにおいて域内の進学率が非常に高いことが挙げられます。そのほかの地域、特に東日本においては東京圏への進学率が高くなっております。こちらについては後ほど大森委員や村岡委員から群馬県や山口県の状況に触れられるかと思っております。

入学定員で見ますと、東京都の入学定員は16万人以上ということで、突出して多くなっております。こちらが入学定員の推移で、冒頭に法律の例外として規定があった中で、既に一定程度の準備を行っていた場合、投資・機関決定をしていた場合などの例外が効いておりまして、引き続き23区の入学定員は増加しております。具体的な届出の状況といたしまして、相当程度の準備が行われている場合ということで、これまでに50件が提出されているところ、およそ2.8万人が法施行以降に増加する定員となっております。

この中でも特に来年以降に予定されているものとして、3つ記載しておりますが、例えば中央大学が来年4月に5,000人規模の収容定員として、茗荷谷、23区中に戻ってくるところでございます。

これらの状況も踏まえまして、大学を対象としたアンケートをこれから実施するところで、第2回の会議において結果を報告したいと考えております。調査事項といたしましては、志願者・入学者の都道府県の割合を大学としてどのように分析し、学生募集の戦略に活用しているか。23区の定員抑制を受けて定員の増加を見送った事例はあるかといったことでございます。またその他にも、あとは就職のことや新型コロナウイルスによる志願者の影響も聞いてございます。

続きまして、専門職大学等につきましては、後ほど文部科学省から御説明いただきたいと思います。

論点3に関しまして、大学生を中心とした人の動態を見てございまして、全体として地域における若者の修学・就業を促進するという法律の趣旨にのっとった政府としての取組を述べていきたいと思っております。

内閣官房・内閣府といたしまして、法律を受け、地方大学・地域産業創生交付金として、地域の中核的産業の振興に向けて地方公共団体を重点的に支援するというところで、これまで10件の採択がございます。

左下は奨学金返還支援でございまして、地方自治体が奨学金の返還支援をする場合には、特別交付税措置の対象とするという制度改正がなされたことを受けまして、内閣官房と文部科学省、総務省で協働して推進しているところです。現在、33府県487市町村が実施しております。

また、サテライトキャンパスの設置促進や地方創生インターンシップの推進をしているところでございます。

政府全体といたしましても、総合科学技術・イノベーション会議におきまして、本年2月に地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージが取りまとめられたところでございます。

また、文部科学省といたしましても、地域活性化人材育成事業（～SPARC～）として、地域社会と大学間の連携を通じた既存の教育プランを再構築して、地域を牽引する人材を育成することや、大学による地方創生人材教育プログラム構築事業（COC+R）などの取組を進めているところでございます。

こうした地方大学の振興の中でも、地域における学修という観点におきましては、大きな動きとして、コロナの影響による大学のオンライン教育の普及が挙げられます。政府の会議におきましても、例えば教育未来創造会議の本年5月の提言の中においても、大学等の創意工夫でオンライン教育を現行の単位上限を超えて実施できるようにするなどの規制を緩和する方向で検討がなされているところです。

オンラインを活用して、地域における学修、例えばフィールドワークなどがより一層促進されるのではないかとというところで資料として提示してございますが、現状における地域における学修の事例といたしまして、例えば大正大学の地域創生学部の取組を御紹介いたしますと、毎学年1クォーター（2か月）を地域での実習に充てるという教育プログラムでございまして、全国の連携する自治体が160自治体、実習の受入れが45自治体でございます。その中で、その地域が抱える課題の解決策を考えるプログラムが実施されているところでございます。

大学院の事例といたしましては、慶應義塾大学の大学院政策・メディア研究科の取組として、地域おこし研究員として地域での実践的な研究開発を通じて、社会イノベーターを育成するということが行われているところでございます。

海外の事例といたしましては、アメリカのミネルバ大学の取組といたしまして、講義は全てオンラインによる双方向学修で、4年間で世界7か国における実践的な学修をするという事例もございます。

最後に事務局から、「一極集中型」から「地域分散型」への大学モデルということで、まさにコロナでオンライン教育が普及している中で、フィールドワークがオンラインを活用してより促進されていく可能性があるのではないかとということで、このようなペーパーを提示させていただいたところでございます。

続きまして、論点2につきまして、文部科学省からお願いいたします。

○森下室長 文部科学省で専門職大学の担当をしております森下と申します。

23ページに戻りいただけますでしょうか。私から、専門職大学の制度の概要と設置の状況について御報告したいと思います。

平成31年に施行されました制度で、資料中段にございますように、高度な実践力と豊かな創造力を備えた専門職業人を養成するというところで、実践的な職業教育を制度上明確にした大学制度として創設されたものでございます。

右下に特徴がございしますが、産業界と連携した実践的な職業教育を重視するというところで、必要専任教員の4割以上を実務家教員としたり、長期の企業内実習などを求めているほか、少人数教育で授業の3分の1以上を実習・実技とするなど、議論と実践をバランスよく学ぶこととされているものでございます。

24ページを御覧ください。既に開設された、また来年開設される予定の専門職大学・短大の配置でございます。全国で、今年度においては大学が15校、短大が3校、あと通常の大学に置かれる専門職学科が1つということで、合計19ございますけれども、さらに来年

度から星を振ってある4つの四大を開学予定で、合計23となる予定でございます。

ちなみに、学校名を赤字にしておるのがこの会議での議題になる23区内に設置されたものでございまして、現時点で5校、来年もう一校開学する予定となっております。

25ページ、26ページはその一覧となっておりますので、御覧いただけたらと思います。

以上でございます。

○増田座長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局のほうから、先ほどの資料で言いますと8ページになりますが、本検討会議で主に御議論いただきたい論点が3つ示されました。その後、それぞれの論点ごとに、関係する状況の資料などを御説明いただけたところでございます。

それでは、今日、各委員にいろいろ御準備をお願いしておりますので、これ以降、委員から御発表をお願いしたいと思います。各委員、マックス15分をめぐりとして、その範囲の中で御意見、御発表をまとめいただければと思います。

それから、小林委員は今日御欠席でございますが、資料7が提出されておりますので、こちらでも御覧いただければと思います。

秋山委員から始めまして、大森委員、北畑委員、今日は立教大学の西原総長においでいただいております。それから、村岡委員の順番で指名してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

初めに秋山委員から御発言をお願いいたします。

○秋山委員 ありがとうございます。

秋山咲恵でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私は資料の共有はございませんので、簡単に意見を申し上げたいと思います。

私は、今回は特にどちらかの組織の代表というような形ではなく参加をさせていただいておりますので、最初に簡単に私の発言のバックグラウンドだけ御紹介させていただきたいと思います。

今回のテーマに関しては3点のバックグラウンドを御紹介したいと思うのですが、私自身はもともと起業家であり経営者です。エレクトロニクスの製品分野で、製造業でグローバルニッチトップブランドを構築したメーカーの創業者です。パソコンのマザーボードみたいなものを作る工場を使う自動外観検査装置、最先端の画像認識技術を使うのですけれども、検査ロボットのメーカーです。この会社の創業社長として25年間経営してまいりましたけれども、現在はその経験を御評価いただきまして、上場企業4社の社外取締役を務めております。日本郵政、ソニー、三菱商事、オリックスの4社になります。

2点目は、日本で初めて女子大学に工学部が創設をされました。今年度オープンしたのですけれども、国立大学法人奈良女子大学の工学部で客員教授として起業論を教えております。アントレプレナーシップをリケジョたちに教えるという立場です。

3点目が、地方、岐阜県の飛騨高山市に新しい大学、Co-IU大学（Co-Innovation University）と言うのですけれども、これからの時代にふさわしい新しい教育機会を提供



する大学をつくろうというプロジェクトがございまして、こちらの設立基金の理事としても関わらせていただいております。

こういったところも踏まえさせていただきながら、私は直接のステークホルダーというよりは客観的な立場から、本日御提示いただいた論点について、本日時点での意見ということで申し上げたいと思います。

3点いただきました論点のうち、まず2点目の大学進学時における人の流れの変化をどのように捉えるべきかというところなのですけれども、若い人たちにとって大学進学時の選択は、大学で何を学ぶかだけではなくて、その先の自分の人生の可能性をよりよいものにしたいという動機の影響が大きいと思います。特に人生設計における職業選択のよりよい可能性を追求したい、これが大きな動機だと思います。

その観点から振り返りますと、まずは既に御説明もありましたとおり、地方に魅力的な職業の選択肢があるということ。もう一つ、大学での教育コンテンツが卒業後のキャリアにとって魅力的であること。まずこの2つが最も重要な要素になると思います。

それに加えて立地の魅力ですけれども、特に今の若い世代の人たちの話を聞いてみますと、生活コストの要素が大きいと思われまます。ただ、単に都会でなければ生活コストが安くていいよねということではなく、私のような昭和世代に大学生をした者からすれば、大学時代のアルバイトといえば家庭教師みたいなところがあったのですけれども、時代が変わりまして、今は大学大手進学塾の普及率を背景に、大学生が個人で家庭教師をアルバイトですということとは相当減っているようでして、飲食やサービスが中心ということです。

そうすると、物価が安いというのは時給が安いということも意味するということで、今の若い人たちは経済合理性をシビアに見ているなということに改めて認識しているところだと思います。

あと、今回の委員会の唯一の女性委員として1点追加で言及しておきたいのが、女子学生の進学についてです。女子学生が進学時に都会を目指し、卒業後に戻ってこないという問題は広く認識されていますけれども、この理由の1つには、価値観や社会規範の多様化が進む中で、地域における古い価値観に縛られることに生きづらさを感じるという問題があるということについては、ここでも指摘をさせていただきたいと思います。

それから、論点1に戻りまして、今回のメインテーマであります専門職大学の定員抑制に関してですが、まず現時点で御説明を聞く限り、大学の定員抑制による一極集中については、手段としてどれほど有効かということに関しては、まだ課題があるのかなと感じております。現時点で効果が認められない原因は、多くの例外を設けた制度であるということにあるのではないのでしょうか。

この論点の是非については、本日以降、皆様の御意見もよく伺いながら判断したいと思いますけれども、現時点では、継続するのであれば、効果を減衰させるような例外規定をできるだけなくす、それが困難であるということであれば、継続しないと整理するのが合

理的なのかなと思っております。

最後に論点3、感染症の拡大や教育のデジタル化といった環境変化にさらに対応した今後の方策ですけれども、私は内閣府の国家戦略特区の諮問会議やワーキンググループなどでも何年かお仕事をさせていただいております、その経験の中でスーパーシティ構想の地域選定プロセスなどにも関わりました。全国から30以上の自治体からの提案のヒアリングをさせていただいた経験があるのですけれども、このときにとっても印象的だったことがあります。

スーパーシティ構想では、近未来技術を活用するための規制緩和の提案が中心なのですが、多くの提案に共通する課題として、アイデアがあってもそれを実現するための人材が不足しているというのが課題であると。そのために教育に注力をしていきたいという自治体が非常に多かったということが大変印象的でした。

地域における人材や専門知識の不足を克服するには、これからの時代は自前の人材で全て賄うということは大変難しい状況にますますなると思います。それよりは、これからのあるべきスタンスとしては、オープンに様々な人や組織が連携することが成功の条件になるのではないかと思います。

そうしたときにいろいろな地域での取組で、官民連携だとか、あるいは異業種同士の協業だとか、いろいろなプロジェクトでうまくいく例、うまくいかない例の中で、日本の例だけではなくて海外のスマートシティの例でもそうなのですけれども、大学というのは地域において非常に立場がニュートラルなのです。どこかの誰かが手を挙げたときに、その指に止まるか止まらないかというのは、皆さんいろいろ思惑があって、みんなと一緒に頑張れる、同じ方向を向くということの調整が難しかったりすることはあるのですけれども、その真ん中に大学が立つことによって、大学はとにもニュートラルな立場でいろいろな人たちと関わることができますので、様々な分野のステークホルダーをつなぐハブとして機能しやすいという利点があると私は理解しております。

また、学生にとっては、学外の様々な組織と接点を持つことができ、具体的な社会との関わりを学べるということは、その地域での修学・就業への動機を形成することにもつながると思います。

そういった意味で、今後の大学が持つべき機能、地域における役割をバージョンアップする取組、今日既に御説明の中にもいろいろありましたけれども、こういった取組が今後広がっていけばいいなと考えております。

以上です。

○増田座長 秋山委員、どうもありがとうございました。

先ほど私のほうから指名の順番を申し上げたのですが、機材のトラブルの関係で、順番を少し変更いたしまして、4番目にお願いいたすつもりでございました。睦道委員の代わりに本日御出席をお願いいたしました西原総長を3番目、そして村岡委員を4番目にして、北畑委員には一番最後に御発言をいただくように変更いたしたいと思っておりますので、どうぞ

御了承いただきたいと思ひます。

続きまして、2番目の大森委員から御発言をお願いいたします。どうぞよろしくお願ひします。

○大森委員 皆様、こんにちは。共愛学園前橋国際大学というところで学長を務めております大森でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

昨年、同じ市内の別の法人さんから短期大学の移管を受けまして、大学の統合という1つの事例かもしれませんが、そちらの短大のほうの学長も兼務しております。

自己紹介をすると、中教審では大学分科会において先般、これからの時代の地域における大学の在り方についてのまとめに参画をさせていただいたり、あるいは経団連さんとは産学協議会で地方活性化分科会のほうに交ぜていただいたりしました。また、内閣官房では増田座長とも御一緒させていただきましたけれども、地方創生に資する魅力ある地方大学の実現に向けた検討会議にて議論をさせていただいたところでは。

一方、地元では前橋市で、恐らく秋山委員にもお世話になったかと思うのですが、教育を柱にということでスーパーシティのプレゼンをさせていただきました。スーパーシティはあれだったのですけれども、今、デジタル田園都市国家構想で、前橋市はTYPE 1、2、3全て採択をいただいた日本唯一の町になりましたけれども、そのアーキテクトグループの統括も、私は専門というわけではないのですが、まさに大学人、ニュートラルなので、そこで仰せつかっているのかなというようなことで、そういったことや、あるいは地域づくり、産業経済団体などと一緒にまちづくりや地方創生のことに参画をさせていただいているところでは。

いずれにしましても、私どもは群馬県の前橋市にある小さな学園、小さな大学でありまして、その意味で、地方大学の現場の視点から本委員会に参加させていただくことになるかと思ひます。

資料を共有させていただきたいと思ひます。

今日の3つのコンテンツですけれども、2つ目の求められる地方大学のというところが中心になるかと思ひます。論点3の部分が中心になってくるのかなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

はじめに、この図は全国の大学の数を示しておりますけれども、御覧のとおり大学とは地方大学のことを言うのだと言ってもいいぐらい、日本の大学の7割が地方にあるということになります。どうしても社会的に大学について語るとき、皆さんが一般に御存じの大学のイメージとして語られることが多いように思ひますけれども、数の上では地方大学がマジョリティーであり、そこをどうするかということをお考えというのは非常に重要なポイントだと思ひます。そこが崩れてしまうととても大変になるということをお分りいただけるかと思ひます。

多くが地方の小規模大学です。大学入学定員、東京圏なので東京だけのお話ではないのですけれども、単純に割り算をしてみると倍ぐらいの違いが入学定員のこと、つまり大

学の規模でそれぐらいの差がある。

ちなみに群馬県は21の短大・大学が県内にありますけれども、それを平均してみると、全体で入学定員が300名というのが群馬県の大学の規模です。ちなみに本学は300名なので、まさに平均値となるかと思っています。

この300という規模は、風が吹くとあつという間に吹き飛ばすような数でして、大きな大学であったら歩留りの読み間違いぐらいの数なのかもしれないのです。だったら大きくすればいいのではないかとも思われるかもしれないのですけれども、もちろん小ささは強みでもあります、弱さも伴うもので、例えば本学の年間の予算は十数億で、教員と職員を合わせても60人ぐらいです。このようリソースで規模を拡大するための一手を打つことはままなりませんし、少子化の中にあつて、ただでさえ学生数が減少しているところで、そのリスクを取るということもなかなかできない。とはいえ、地方から大学がなくなってもいいのではないかとおっしゃる方は誰もいらっしゃらないということになるかと思えます。

地方創生の機運は社会減を減らすことになると思うのですが、御承知のように多くの地方では進学時に県外に出る受験生のほうが多い。これはもう周知のことです。ただ、就職のときにおいては、県内の大学に進学した学生さんは県内に就職するのが多くなっていることが分かります。県外に進学した人はなかなか戻らない。古いデータで本当に恐縮なのですが、群馬県で人口ビジョンをつくったときのものなのですが、群馬県でも同じような状況が起こっているということでもあります。

十分ではないのですが、群馬県はそれでも地方の中ではかなりいい状況かもしれないです。これは大学数が一定程度あるということも功を奏しているのかなと思います。大学数が少ない県においては、これ以上大学が少なくなることは何としてでも避けなければいけないと思います。

今回、この法律について議論がされることになりましたけれども、これ以上、東京における受入れの幅が拡大していくというのは避けなければいけないなということで、大きな見直しはまだ先のことになるのかなと思っています。

この法律の効果については、効果が見られないというお話もお聞きしたりするのですが、東京圏の定員を減らすという法律ではなくて、増やさないという法律なので、現状維持をしようという法律ですので、これによって地方の大学の学生数が軒並み増えていくというのではなくて、現状を維持しようということなので、そういう意味での効果は、地方の大学が少なくなっていないというのが1つの効果になるだろうと思ったりしているわけです。

その上で、地方大学として何もしないわけにはまいりません。しっかりと選ばれる大学になるための覚悟を持たないといけないと思いますし、そういう大学には適切な支援がなされることが求められると思います。

少し本学の事例をお話しさせていただきます。

本学については資料の末尾に簡単なスライドを用意していますので、後で御覧ください。

特徴的なのは、ここに示しましたがけれども、本学の入学者の9割は群馬県内出身で、就職者の7～8割が県内に就職をしている。地域からお預かりして、地域にお返しをするというのが本学の特徴かなと思っています。

とはいえ、本学でも昔から地元就職が多かったわけではありません。いろいろな学びの取組、地学一体の取組をすることによって、徐々に徐々に地元で学生たちの目が向いていて、就職という成果にも出てきているということかなと思います。

地域と大学が一体となって若者を育てることを地学一体の学びと本学では呼んでいますが、いろいろな取組があります。特徴的なのは、半年間大学に来るのではなくて、地元企業や市役所でインターンをしたり、あるいは山間地域のおじいちゃん・おばあちゃんの孫になりだったり、そのほか企業さんや教育委員会との取組も多数あります。

ここからは参考資料ですので飛ばしますが、いろいろやっているということがあります。地元の特産品を企業と商品化する授業であったり、地元の企業のビジネスミッションを海外のアウェーの地でこなしてくるハードな海外研修であったり、教育委員会と組んで地元の子供たちのグローバル教育をつくる授業であったり、町の中に課題を見いだしその解決を探る授業が幾つかあったり、先ほどお話した山間地域に入っている授業や、世界遺産の富岡をフィールドにしたPBL授業、前橋が日本唯一のローシティ認定都市であることをテーマにしたPBL授業、町なかの活性化を慶應の学生さんと長期間取り組んでいるプロジェクトであったり、地元企業のテックを真ん中に置いてそれを活用したり連携したりする分野融合の学びといったものを展開したり、もちろんキャンパスの中でも様々な地域の方々との学びが展開されているところです。

前橋市商工会議所、市内の大学と地域課題解決に取り組むプラットフォームを形成して、自治体ともたくさんの共同事業に取り組んできたところです。

こうした結果、教育面で評価をいただいた大学に成長させていただきましたけれども、実は20年前には定員割れをしている地方大学でした。こういった地域と一体となった学びを地道にやることを通して、おかげさまで受験生が増えて、学生数も増えてきているところでもあります。

つまり本学は全国の大学になるというのではなくて、地域のための大学、地元で頑張りたい学生のための大学になるという覚悟を決めて、徹底的に地学一体の学びを展開してきたわけで、加えて学生募集も群馬県内と周辺地域のみに広報を集中させております。全国的には全く知られていない大学なのですが、群馬の人はみんな知ってくれている大学です。

「地域からお預かりをし、地域にお返しをする」、あるいは「地域の未来は私がつくる」、これは学生目線ですが、これが私たちの覚悟を表したキャッチフレーズです。

群馬の若者のための大学になるという覚悟を決めて、いとわず地域と関係を結んで、群馬で頑張る若者たちを応援し続けてきたことで、地元学生9割でもちゃんと定員を増やしながら満たすことができ、そして地域に人材を送り出すことができているということです。

ただし、入学定員は300人ですけれども、3,000人だったら違う観点になってくるのだろうとも思います。

今、本学のことを自慢げにお話ししましたがけれども、それでも本学は恵まれていて、言っても群馬県の中の県庁所在地にあるということです。全国の大学には人口がとても少ないところで頑張っている大学もあって、そういったところに大学がある意味も皆さん分かっていて、単に定員が割れているという表面の現象だけで、その大学の効果あるいは教育のよしあしは判断できないということは申し添えたいと思います。

一方、今御紹介したような取組は、ここに挙げた国からの支援によって作り出してきたものです。4つのビッグプロジェクトを同時に採択いただいたわけですがけれども、今、支援が終了した後も、とにかく学生が成長するのでいろいろ継続しているのですが、これらの支援をいただいた経験からすると、地方の大学は小規模ですのであまり大きな支援よりも、規模に見合った支援をいただくとチャレンジできるし、活性化もできると感じています。

分かりやすく極端なことを言えば、10億円を10大学に10年間というよりは、5000万を200大学に10年間のほうがずっと効果があるのではないかと感じています。その代わり、それを受けた大学には口も出すし、しっかりと覚悟を持った取組を求めていくこととなります。

とはいえ、これからの地方大学と都市部の大学がけんかをしていくというのは少し違うと思いますので、それに関して、コロナが始まった頃に教育再生実行会議でお話しさせていただくチャンスをいただいたのですけれども、そのときのお話の中身を紹介させていただきます。

まず、コロナ禍でオンライン授業を全国の大学が行うようになって、私たちはそれぞれ大学がその地に立てられた意味みたいなものを再確認しました。同時に、これからの若者に求められる資質・能力は、オンラインだけではなかなか涵養できないという感覚も持ちました。なので、本学はオンラインによらない大学の姿を模索したところでした。

オンラインばかりになったら、本学が群馬、前橋にある必要はないわけです。でも、この地に学校をつくった先人の思いや、今の地域の人々の期待、そしてこれから群馬で頑張る若者たちの未来を考えると、より一層ここでしか学べないリアルな学びに注力していくことが大切だと信じています。コロナ禍でもこういった取組をしました。

とはいえ、オンラインを全否定するものではなくて、いろいろな地方の大学が共同して学ぶということも始まっています。まさか沖縄の大学の学生さんと本学の学生がセッションするなんてコロナ前は考えてもみなかったことですがけれども、そういうことが起こってきている。

今後、都市部の大学と地方の大学の共同も模索していく時が来ると思っています。まだ可能性の段階ですがけれども、今日、事務局からの説明もありましたが、東京の大学が地方にサテライトと言われてもなかなかハードルが高いし、その先の地域の大学の理解も得づ

らい。そこで地方の大学を学修センターにして、その地方大学と共同してディグリーを出していくような取組ができるといいなと思っています。連携推進法人はまだ連携開設科目30単位までということになりますけれども、設置基準の特例もこれから出てくるので、可能性はあるのかなとも思っています。

東京の大学はブランドと新しい知見を提供して、地方の大学は資質・能力を育む実践教育を提供する。学生は案分してということになるので、よって、教員もクロスアポイントでというようなことが必要です。いわゆる大学間での学部等連携課程のような取組が、まだ制度は整っていないけれども可能性があるかなと思っています。

西原先生といつも仲良くしていただいているので、こういうチャレンジを一緒にできたら楽しいなと思っているところです。

現実にと考えると、この絵に書いたものはかなり大変だということは大学人として分かっていますけれども、地方にしっかりと大学を残しつつ、東京の大学のチャレンジもできるような方法を一緒に考えていけたらと思っています。

御清聴いただきありがとうございます。以上です。

○増田座長 大森委員、どうもありがとうございました。

続きまして、立教大学の西原総長に御参加いただいておりますので、御説明を頂戴したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○西原委員（曄道委員代理） どうぞよろしく願いいたします。

本来、曄道上智大学学長が委員でいらっしゃるのですが、御都合で、私が代理で出させていただきますいております。

本日は、東京23区における大学等の学生の収容定員抑制に関わる意見発表の機会をこのように与えていただきまして、誠に感謝申し上げます。

日本私立大学連盟（私大連）を代表いたしまして、正直、東京23区に設置する大学が実際に困っている事例なども御紹介させていただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

資料は私大連の要望書とデータ資料、また都市部の大学がどのように地方で貢献しているかの事例として、最後に立教大学の取組を御紹介させていただきたいと思っています。

まず、私大連として申し上げたいことでございますけれども、要望書にもございまして、この規制は地方の若者の学びの機会を奪うことにもなっていると私たちは考えておりまして、23区に設置する大学には多大な影響を実際に及ぼしているところでございます。これが地方創生の目的にかなった施策になっているのかどうかは、ぜひとも検証していただきたいということでございます。

また、仮に効果があったといたしましても、社会ニーズの高い学部や学科の定員増は、先ほど例外措置の問題だというお話がありましたけれども、社会ニーズの高い学部・学科はこれからもより発展させていく必要がございますので、この辺りはぜひとも例外措置として認めていただきたいということでございます。

要望書に参考としてお示ししているグラフを御覧いただいても、大学進学時の年齢層よりも、就職時の年齢層において東京に人が流入していることは明らかであろうと思っております。データ資料をおつけいたしましたので、そちらを御覧いただければと思いますが、1～2ページ目の表は学校基本調査に基づいて取りまとめたものでございます。表1の流出者数の推移のC欄の人数を御覧いただきますと、規制以前と規制導入以降の東京都への流出者の人数を比較いたしますと、規制以前と以降で大学進学時の東京都への流出者の人数には大きな変化は見られません。

また、表2の流出率の変化を御覧いただきますと、規制以前の平成30年度以降と令和3年度との比較において、流出率が減少いたしましたのは、今、御覧いただいている青の網かけ部分の19府県になります。

しかし、表3を御覧いただきますと、東京都への流出の減少率が自府県以外への流出の減少率を超えている府県は一つもございません。そのことから、直接的には東京23区への規制が自府県以外の流出率を減少させる、すなわち自府県に学生をとどまらせていることにはなっていないと思っております。

逆に、表2の平成30年度と令和3年度との比較におきましては、流出率が上昇したのはオレンジの網かけ部分の12府県になりまして、とりわけ沖縄県が7ポイント増となっております。

しかし、表3を見ますと、東京都への流出率の増加は3ポイント増にとどまっていることが分かります。

また、流出率が46道府県の平均値や中央値に比べて顕著に高い道府県は、そもそも大学収容力、学部入学定員、大学進学者数が低い傾向にあると思っております。

3ページからは、私大連におきまして先般、東京23区に設置する大学を対象に、この規制策の何が課題となっていて、どのような効果があるかをピンポイントで調査いたしました。

23区規制の課題といたしましては、今、政府の方針として、大学の理工系を増員せよ、それから成長分野にシフトせよということがかなり強く示されていますけれども、23区の大学においては、このような時代に即した教育に転換しづらい、することが非常に難しい状況になっています。回答のありました全ての大学がこの課題を挙げております。

例えば23区に設置する規模の大きい大学の場合、かつての工業（場）等規制法の影響もございまして、23区と23区周辺にまたがりまして複数キャンパスを設置している場合が多くあるわけでございます。この定員規制によって、各キャンパスの立地条件や教育の内容の整合性を見た上で、時代に即した学部再編、大学改革を有機的に進めることができないという事です。

また、文理横断教育を進めるに当たりまして、立地場所が異なるキャンパスにある学部を横断的に学ぶケースが増えると考えられますけれども、23区に設置する学部だけ定員が厳格化されては、その構想も自由に描くことができないのでございます。



ましてや、23区に設置する人文系や理工系の単科・小規模大学におきましては、定員を規制されていることによりまして、文理横断教育や理工系強化策に迅速に応えることができない状況でございます。

また、こういう議論をいたしますと、東京23区内の大学の収容定員増はスクラップしてからのビルドということを必ず言われるわけです。それを前提としているわけですがけれども、企業と違いまして大学のスクラップはそこに学ぶ学生がおりまして、専門家集団である教員がおりますので、非常に長い時間を要することになります。

主に学生納付金を教育研究の原資としている私立大学は、スクラップに伴う収入の大幅な減少を見越した上でのビルドは非常に困難でございます。23区のキャンパスに定員を増やすことができないために、逆に他を減らすこともできにくくなる。そういう意味で、先ほど申し上げたとおり時代に即した学部・学科の再編ができないでいることになります。

このような停滞は国際競争力の低下へとつながっていくものとも危惧をいたしております。この規制は、大学の機能に関して言いますと全く効果はないと言ってよいと思っております。

したがいまして、私大連といたしましては、この見直しの検討会議におきまして、少なくとも社会ニーズに対応する学部等の定員増は特別に認めていただきたいと強く要望するものでございます。

続きまして、都市部の大学がどのように地方貢献しているのかということで、手前みそでございますけれども立教大学における取組を御説明したいと思っております。

時間が限られておりますので、駆け足で御紹介をしたいと思っております。

立教大学と陸前高田の関係について御紹介したいと思っております。

被災地の中で、私たちは陸前高田市と関係を結びまして、東日本大震災復興支援本部を中心に展開をいたしました。その後、2017年度からは、立教大学陸前高田サテライトが支援本部の活動を引き継いでおります。

立教大学は日本聖公会、英国国教会系のミッションスクールでございますけれども、その関連でかつて地域と様々に深いつながりを持っております。とりわけ陸前高田とは林業体験プログラムなどで震災前から深い関係を持ってございました。このような深いつながりがありましたので、震災時には陸前高田市を復興支援の重点支援地域に選んだということでございます。

経緯と概要は御覧いただければと思いますが、震災後に様々な大学関係者が被災地支援を行いましたけれども、震災直後から11年たった今でも全学的・組織的に継続して実施しているのが本学の特徴だと考えております。

「PRO DEO ET PATRIA」、これが私たちの教育理念、建学の精神でございますけれども、普遍的なる真理を探求し、私たちの世界、社会、隣人のためにとということでございまして、「共に生きる」ということを大切にしております。共愛学園さんもまさしく同じ理念だと思っております。

復興支援活動においてもこれを基本理念といたしまして、息長く学生・教職員が足を運ぶという方針は、戸羽市長からいただいた次の言葉に基づいて設定をしております、こういう言葉でございます。立教大学には、遅くともよいので、息の長い支援をとということ、それを私たちは今でも大事にしているということになります。

震災直後は多くの学生・教職員が災害ボランティアセンターを通じた支援活動を行いました。瓦礫の撤去などが落ち着いた後には、地元の子供たちの学習支援、図書館の再生支援なども行いました。支援や交流を通して、本学の学生・教職員が学ぶための教育プログラム、スタディーツアーなどを実証しております。

震災後、陸前高田市と立教大学のつながりはさらに深まりまして、2015年に策定いたしました立教大学の中長期ビジョン、アクションプランの一つといたしまして、2017年4月、岩手大学と陸前高田市との共同で、中学校の校舎を利用して陸前高田グローバルキャンパスを開設いたしました。この開設に合わせまして学内に陸前高田サテライトを設置いたしまして、継続的な支援関係を続けているところでございます。

交流活動拠点としての機能を持たせまして、誰でも無料で利用できるラウンジのほか、イベント、会議、ワークショップなどに貸出しもしております。

グローバルキャンパスは、陸前高田市からの御要望に基づいて2つの方針を立てて、それを基に事業展開しております。緑の部分でございます。

サテライトのほうは、グローバルキャンパスの方針と連携させながら、教育研究、地域貢献という大学の3つの使命に基づいた方針を立てて、様々なプログラムを設定しております。紫でハイライトしている部分でございます。

現在実施している正課プログラムは3つございまして、陸前高田プロジェクトでは立教大学のほかスタンフォード大学、香港大学、シンガポール国立大学の学生が参加いたしまして、陸前高田の地域課題に向き合っています。

中学生イングリッシュ・キャンプでは、教育委員会からの要望に基づき、中学生の英語のハードルを下げるときの英語漬けプログラムを異文化コミュニケーション学部で開発しております。

それから、SDGsフィールドワーク&グローバル、文学部と岩手県立高田高等学校との高大連携事業など、地域の視点に立ちながら、持続可能な社会を構築していくための課題と方法を体験的に理解することを目的としております。

震災直後から行っておりました職員ボランティアは、新入職員研修へと形を変えて現在も継続しております。つまり、本学職員は必ず全員が一度は陸前高田市を訪れて、地元の人々と交流し、学びを深めるという仕組みになっております。

また、陸前高田では、男子は野球、女子はバレーボールが盛んということで、本学の体育科野球部による野球教室、女子バレーボール部によるバレーボール教室を開催しています。

本学は陸前高田市内にある高田高校に指定校推薦枠を設けておりまして、高田高校出身

者が本学に進学をして、野球部、バレー部に入部して、教室を開催する側になった学生もおります。実はちょうど土曜日の朝日新聞の夕刊の一面に紹介をされましたので、また御覧いただければと思います。

陸前高田グローバルキャンパスの開設を記念いたしまして、立教大学が主催します市民向けプログラムを展開しております。難民支援の最前線で活躍する本学教員が講師となったり、シンポジウムなどを企画しております。

広島県の高校生が被爆者から経験を聞き取り、それを絵にすることなど、記憶の継承などの事例報告、また、それを基に地域や地元住民と本学学生が交流をするようなこともしております。

国谷裕子さんを講師として招いて、陸前高田が推奨しているSDGsの講義なども行っております。

SDGsについての理解を深める講座をグローバルキャンパスにおいて本学学生と地元の方々と一緒にやったりしております。

陸前高田市や周辺地域は様々な課題やニーズが存在いたしまして、一方で、大学の学生研究者からは、地元の方々と関わりたいのだけれども何をしたらよいか分からないという声が上がっております、そこで両者をつなぐ場を開くために作り出したのが、陸前高田イタルトコロ大学です。地元サポーターの協力を得て、陸前高田市内外の個人や団体、そして大学の学生研究者の双方にとってメリットをつくり出すことを目指して、地元ニーズと全国の学生団体、学生研究者のマッチングをしております。

また、震災を機に全国の大学から学生・教職員が陸前高田を訪れになりました。そういうことで、岩手大学、立教大学、青山学院大学、岩手県立大学などの大学生100名、それから地元団体、大学関係者がプログラムを開催いたしまして、トータル500名を超えるようなイベントなども行っております。

最後ですけれども、奨学金制度を利用しないプログラムもございますので、コロナ禍前は年間200名を超える学生が陸前高田を訪れておりました。この夏、ようやくコロナが落ち着きましたので、再びこのようなプログラムを再開しているところでございます。

駆け足になりましたけれども、以上で立教大学からの報告とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○増田座長 西原総長、どうもありがとうございました。

続きまして、村岡委員からプレゼンをお願いしたいと思います。村岡委員、どうぞよろしく申し上げます。

○村岡委員 ありがとうございます。山口県知事の村岡でございます。よろしく申し上げます。

今日、資料を整えておりますので、資料に基づいて御説明させていただきたいと思いますが、基本的な考え方は、今、日本全体において東京一極集中が大変問題であって、これを何とか食い止めていかなければいけない。そのためには学ぶ場も地方にもっと分散すべ

きですし、働く場ももっと地方に分散すべきであると考えております。そうした基本的な考え方を持っておりますけれども、具体的な数字として、現状等について御説明させてもらいながら見解を述べたいと思います。

資料の1ページでございますけれども、まず山口県の状況を数字にまとめております。御覧いただきますと分かりますとおり、15歳～20代までの間、転出超過が続いておりまして、ここが県全体の転出超過よりも多い数、15歳～29歳の転出超過があるということです。

一番高いところは20代がより深く出ていることになっているのですが、実際には住民票を移すタイミングが働き始めてからというようなことがあったりして、もっと大学進学時に出ているということであると考えております。いずれにしても進学・就職に伴う移動が主であります。

こうした状況は多くの地方において共通しております。令和3年で見ますと40の道府県で15歳～29歳までの若年人口の転出超過が出ておりますし、そのうち33道県では若年人口の転出超過数が全年齢の転出超過を上回っている。ほかの年代では入ってきているのだけけれども、この年代はとにかく出ていっているということでもあります。

山口県の状況でこのグラフを示しておりますが、30代になると少しプラスになっているのです。コロナの中で地元に戻ってきたいという人もだんだん増えてきております。地方で働きたいという人も増えてきていて、転入超過になったのがコロナ後の動きとしてありますが、ただ、依然としてまだ非常に弱いところでありまして、もっともここは増やさなければいけませんし、大宗を占める進学・就職時の転出超過、何といたってもここは非常に大きいものがあります。

男女別に見ますと、女性のほうが転出が多いということになってきております。この影響で、2ページにありますけれども、山口県の場合は女性の未婚率が全国で2番目に低い、結婚が非常に進んでいるのですけれども、平均初婚年齢も男女ともに全国で一番若いところでありまして、合計特殊出生率も全国平均を上回っているということで、結婚も皆さんよくするし、子供も全国平均以上に生まれているということなのですけれども、人口1,000人対の出生率で言いますと、全国でも真ん中より下にとどまっているということで、若い人の人口流出が多いので、結果的に数とすれば少ない状況になっているということです。

3ページ目は山口県の高校生の4年制大学への進学状況です。県内への進学は全体の約25%ということで、4人のうち3人が県外に出ていっている。行き先別でいうと多いほうから福岡、広島、東京という順番になっております。

4ページ、5ページは高校生の意識についてまとめたものです。今、進んでいる市や町のことをどう思っているかといいますと、8割が、今、住んでいるところを好きだとか、まあまあ好きだとか、プラスの評価をしているわけです。

一方で、5ページ、高校生が県外に行きたい理由ということで言いますと、8割の子は先ほど言いましたように地元が好きなのだけれども、町に活気がないとか、交通機関が不便とか、東京などほかの場所に住んでみたい。特に女性では、左のほうに書いていますが、

県内の大学・短大等に希望する学部や学科がない、そのような理由で県外に行きたいと考えている高校生が多いという結果になっています。

6 ページは本県の4年制大学への入学状況ですが、3 ページでお示したように4分の3が県外に流出をしますので、県内の大学生の約7割は県外からの方ですが、県外出身の大学生は自身の地元に戻って就職される方が多いので、県内への就職率で言いますと、県内出身者と比べれば大幅に低い状況になります。

7 ページは大学生の意識でありますけれども、県外に行きたい理由ということで、高校生と同じようなことを挙げられている。また、地元に戻りたいということもあります。

次に、地方への若者の修学・就業を促進する方策についてお話をさせていただきたいと思えます。

8 ページに書いていますとおり、地方大学が行う魅力ある地方大学の実現に向けた取組や、地域を牽引する人材育成の取組への支援の充実、さらには企業の地方分散、これにつながる地方大学の人材育成機能の強化が必要であると思えます。

2年前のまち・ひと・しごと創生基本方針におきましては、地方大学には地域ならではの人材を育成、定着させ、地域経済を支える基盤となることが求められており、地域の特性やニーズを踏まえた人材育成やイノベーションの創出、社会実装に取り組む地方大学の機能強化を図ることが重要、あるいは若者を引きつけるような魅力的な地方大学を実現するためには、地方大学の特色を生かした優れた取組を重点的に支援することが重要と書かれています。

先ほど示したように、県内の大学等に希望する学部等がないということを理由に県外に行きたいと答えた学生が男性で6人に1人、女性では4人に1人に上がってしまっていて、こうした方々に一人でも多く地元で進学してもらえるように、地方の大学を魅力ある大学にしていくことが必要であると思っております。今、住んでいる市や町が好きと答えている生徒が将来のキャリアを地元で築いていけるように、地方大学が地域が求める人材を育成していくことが重要だと思えます。

9 ページ、10 ページに続いていきますけれども、企業の地方分散につながる人材育成機能の充実という観点も重要だと思っております。

第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、東京圏には地方に比べまして様々な専門的・技術的職業、情報サービス業、専門サービス業といったように、大学・大学院卒の就職する割合が比較的高い仕事が多く、また、大企業が集中している。特に女性については、3割弱の女性が、女性が活躍できる仕事は東京圏に多いと考えていると記載されています。

地方の人口減少の克服に向けて、全国知事会でも求めておりますが、事務職の多い本社や専門的・技術的職員が働く研究開発部門等の地方分散を促進していくことが必要となります。

10 ページには、本県に進出した企業の声を掲げております。私も非常に企業誘致に力を

入れてやっております、誘致自体はかなり好調に進んでおりますけれども、進出している企業は地方で豊富な人材が集まることを期待しています。地方大学は企業の期待に応えられる人材育成機能を強化していくことが必要であると思います。

11ページは従来から全国知事会で求めていることではありますが、地方大学に入学または卒業後に地元で定着した学生に対して一定のインセンティブを与える制度とか、地域内の進学・就職を促す地方大学、地方自治体の取組への支援の拡充等も図っていただきたいと考えています。

最後に、東京23区内の大学等の定員抑制策については、引き続き継続すべきと思っています。12ページにもありますように、東京都は人口に比べて大学の数が多い、収容力も大きい状況にあります。このため、現在、東京23区においては大学の学部等の収容定員について抑制措置が講じられていますが、既に投資・機関決定を行っている場合は例外となっていることで、依然として東京都内の大学の学部学生数が増え続けている状況にありますので、13ページにありますとおり東京都は大学進学に際して大幅な転入超過となっているわけでありまして、地方大学・産業創生法の目的はいまだ達成されていないと思います。

こうしたことから、東京都は東京23区内の大学の定員増の抑制について見直すべきとの意見を表明しておられますけれども、東京都への学生の集中が地方の人口減少の大きな要因の一つとなっていると考えられますので、私としてはこの措置の見直しを行うことは適当ではないと考えておりますし、全国知事会におきましても、東京23区内の大学の学部等の収容定員の着実な抑制を求めているところです。

次に、専門職大学・短大に係る経過措置でありますけれども、専門職大学・短大については、平成29年の学校教育法の改正で新たに設けられた制度であることから、経過措置として23区内の定員抑制措置の例外とすることが認められたものと考えております。その後の設置状況を見ますと、地方でも設置は進んでおりますが、東京での設置が比較的多い状況にあります。この経過措置につきましても、現時点でこれを延長すべき特段の理由が見当たらないと思いますので、当初の予定どおり令和5年度末で終了とすることが適当ではないかと考えております。

最後に、社会ニーズの高い人材育成についてですが、国においては新しい資本主義の主役は地方であると。デジタル田園都市国家構想を強力に進めて、地域の課題解決とともに、地方から全国へとボトムアップでの成長を実現していくとされています。そのため、現在不足していますデジタル人材の確保・育成が重要であります。今後、令和6年度末までに、政府におきましては年間45万人を育成する体制を整えて、令和8年度までに230万人の育成を目指すとされています。

デジタル人材は、現状は数が少ないだけでなく、特に都市部に偏在をしていて、地方に少ない状況にあります。これについて、都市部で人材育成を進めて地方に還元するという考えもあるかもしれませんが、以前、内閣官房がまとめられた資料を見ますと、

首都圏の学生の約9割が首都圏で就職をしている状況にありますし、今以上に学生が首都圏に集中して、そのまま首都圏で就職をすると、地方の取組に大きな影響が出ることに懸念されるわけであります。

山口県内の大学でも、デジタル関係の学部設置等を進める動きがかなり出てきております。地方には人材育成に意欲的な大学が多くあります。23区内でないと人材育成ができないということはないと思いますので、地方の取組の担い手となる人材については、地方での育成をぜひ手厚く進めていくことが重要であると考えておりますので、そのような形で意見を表明させていただきます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○増田座長 村岡委員、どうもありがとうございました。

それでは、一番最後になりましたけれども、北畑委員から御発言をお願いいたします。

○北畑委員

資料4に基づいて説明をしたいと思っております。

1 ページ、私が申し上げたいことは3点でございます。

第1点は、専門職大学の 신설、定員増は、東京23区学生増加の主たる原因ではないという点でございます。先ほど説明がありましたように、2021年度までに2万4000人を超える学生の増があったのですが、このうち専門職大学は754人、僅かでございます。東京23区で開学予定も含めて6校ありますが、完成年度における総学生数、収容定員で3,600人ございまして、これは23区の学部等学生数48万人の1%にも満たない。専門職大学が規制の対象になるのは変だなと思っております。

専門職大学について、5年間の経過措置がなくなり、規制されると、失うものが大きいということが2点目に申し上げたいことであります。

専門職大学の制度創設の趣旨は、情報やクールジャパン等の先端分野の高度人材を育てることとございました。関連の先端企業は23区内に集中しているわけであります。

それから、専門職大学の特徴である教育手法は、臨地実務実習、4年間で600時間以上、企業の中で実習をやるということと、教員の4割以上が産業界に経験がある、または現に働いている教員を採用することによって実践的教育をやるわけであります。臨地実務実習の受入先や優れた実務家教員は東京に集中しているわけでありまして、専門職大学が期待されるような分野で人材育成をすれば、東京は大変な基盤、インフラ、苗床でございます。これがなくなるのは、日本にとっても損失ではないかというのが第2点であります。

3点目は少人数教育です。40人以内の授業でないと単位にならないという制度で、この教育効果は大きい。ただし、大学経営という観点から見ると大変な財政負担でありまして、規模のメリットが発揮できないということとございます。

東京23区以外での専門職大学の設置を促進するためには、規制に依存することなく、大学への国や自治体の支援の充実がないと進まない、これが3点目でございます。

強調したいのは2番目の点でございます。専門職大学以外の大学にも共通する課題でございます。補足して説明したいと思います。

失われた20年とか30年という問題があります。日本経済が停滞をしている主な理由は、日本の産業の主力であった製造業が力を失いつつあるということであり、中国をはじめとする途上国の急速な追い上げに遭っているのが日本の製造業だと思います。

政府が掲げておられる成長戦略は、ものづくり以外の分野、例えば情報通信、クールジャパン、あるいは業種を問わないスタートアップ企業によるイノベーション力、こういう分野で日本の新しい成長をするのが政府の方針だと思います。新しい産業と従来の製造業の違いは、人材が鍵だということでもあります。

製造業であれば、大きな設備、大きな資金があればある程度競争力ができますけれども、新しい分野は中心がサービス業、人が人にサービスするという産業が多いので、何といても高度な人材と、それを支える分厚い人材層を養成しないと、こういう産業は興らないわけであり、

そして、環境が人材をつくるということがございます。とりわけ期待をされているクールジャパンなどの分野は、国際ファッションがその典型であります、東京23区には東京コレクションのようなファッションショーがある、先端産業がある、高級なファッションを需要する層がある。こういう恵まれた条件を離れて遠隔地で人材育成するには、ハンディキャップがございます。

先ほどシリコンバレーの話、スタンフォード大学の話が出てまいりました。釈迦に説法ですけれども、スタンフォード大学という100年ぐらいの歴史しかない大学が、カリフォルニア州のサンフランシスコの一角にできて、スタートアップ人材、ベンチャー人材を育成した。大きな効果があつて、Apple、Google、Facebookという世界に冠たるIT企業が地元で育った。その企業が地元にあるからスタンフォード大学を目指す学生が増えて、そしてまた最先端の人材が供給できる。スタンフォード大学は世界一レベルの高い大学になった。つまり、大学教育と成長産業の育成が好循環をなしている。

日本の成長戦略の要が人材であり、人材は、産業とか文化とか歴史のある場所で育成することが効果的であります。ファッションの話を申し上げましたけれども、情報通信、スタートアップも同じだと思います。

日本の競争力を考えますと、東京のこういう恵まれた基盤を失うべきではない。したがって、東京に学生が集中する課題と、日本の競争力、成長戦略が両立するような知恵を出していただきたいというのが要望でございます。

2ページを御覧いただきたいと思ひます。専門職大学の現状について補足をさせていただきます。

上の網かけの部分でございます。専門職大学の申請はこれまで延べ数で55件でした。認可を受けたのが23件、2回に分けて認可を受けた大学があるので、大学としては22、認可数としては23となります。認可率41%であります。大変厳格な審査を受けているのであり



ます。

認可を受けた大学のうち、1年で受けた大学は13しかございません。10の大学は2年ないし3年、認可までに時間がかかっています。

御案内のとおり大学の認可を申請するには、土地を買って、建物を建てて、そして教員の採用予定をまとめて申請しなければいけない。1年半前に、大学とか企業から採用する教員に、1年半後には退職をします、大学の教員になりますという承諾書をつけて申請をするわけです。それが認可されない、あるいは1年延びるということになりますと、この人たちの職業をどうするのかという問題が発生します。負担が多くて認可率の厳しい専門職大学の設置に躊躇（ちゅうちょ）する人が多いのではないかと考えています。

3ページを御覧いただきたいと思います。期待された専門職大学の効果はどうかということなのですが、望ましい分野として指定されていたのが情報、観光、農業、医療保健、クールジャパンでございます。学校で複数の学部を持っているところがありますので、学部数で言いますと24になりますが、このうち18は開設が期待される分野での設置で、これは成果を上げている、貢献していると思いますが、いかんせん数が少ない。

もう一つの特色の実践的な職業教育の教育効果は、自信を持って効果は大だと申し上げたい。ポイントは臨地実務実習、後で詳しく御説明しますが、この実習から戻った学生は非常に伸びております。一皮むけて、また新しい学びのモチベーションを持って帰ってまいります。

私どもの事業創造学部はベンチャーを育てておるのですけれども、各地のビジネスプランコンテストで入賞いたしております。国立新潟大学が学外にも開放したビジネスプランコンテストをやりました。私どもの1年生が6チーム応募したが、何と3年生、4年生、名だたる大学と競争して、2位、3位に私どもの1年生が入賞しました。実践的な教育の成果の一つだと思います。大学発ベンチャーは既に3社が大学内でスタートしております。

4ページを御覧下さい。専門職大学の出席率は非常に高く、3学部の平均で88%であります。40人クラスですからサボると先生の指導がすぐ入るといってもありますし、そもそも4年間のうちにプロフェッショナルのスキルを身につけなければいけない、サボっていると自分にスキルが身につかないということでありまして、出席率の高い、教育効果の高い大学になっております。

課題はいろいろありますけれども、最大の課題は、専門職大学制度に対する認知度が低いことでもあります。発足して間もないのでやむを得ない点もあります。高校訪問をして志願者の募集をしますと、進路指導の先生でも専門職大学って何ですか、専門学校とどこが違うのですかと言われてまして戸惑うわけであります。専門学校と違って、高度な知識、それから理論を学ぶのだ。ありていに言えば、4年たてば学士号という世界に通用する資格が与えられるのだと説明をしているのですけれども、認知度が低いところが最大の課題で、我々も努力をしなければいけませんし、文部科学省の御支援もいただかなければいけないと思っています。

最後に、強調いたしました臨地実務実習の成果について、学生の声と受入企業の声をもとめておりますので後でお目通しいただきたいと思いますが、ポイントだけゴシックのところを幾つか説明したいと思います。

まず、学生の声ですが、「実際に目で見て感じる事ができた。」現場に行くことの重要性が認知できたということでもあります。

それから、「先週できなかったことが今週できるようになって、とてもうれしい。」自分の成長が実感できるということでもあります。

5 ページの下のほうですけれども、「実習を通して人前で堂々と話すことができるようになった。」表現力がついたということでございます。

7 ページの下のほうでございますが、ITコンサルティング企業に出した学生なのですが、経営者が外国人で、従業員の大半も外国人、取引先も海外でありまして、コミュニケーション手段が英語であります。英語のできる学生を選んで派遣したのですが、学生の感想は、「33日間、24時間ずっと英語で生活するという環境を経験できました」。相当苦勞したようですけれども、進歩も大きかったということでございます。

8 ページですけれども、逆に、行ってみて自分の足りないことを自覚したという学生もおります。「何度も自分の足りないところを自覚させられた。反省して学ぶことにしたのだけれども、これが社会に出てからではなくて、今、反省をして、学ぶことができたことは非常によかった。」とっております。

受入企業のほうでございます。6 ページに戻っていただいて、上のほうでございますが、「実習の受入れは負担となる部分もありますが、勉強するよい機会となりました。」受入企業は素人の学生を受け入れて、従業員と一緒に働かせるわけでありますから、効率も落ちるいろいろなトラブルが起こるということで負担が大きいのですけれども、前向きに受け止めていただいております。ほかの企業では、「むしろ学生さんの新鮮な発想や行動力は自分たちでは気づかないところであったので、企業経営にも役立ちます。」という評価も受けております。

そして学生が非常に真面目だということ。「真面目に真剣にこの実習に取り組んでいる。ある意味、少し驚いている。」という感想がありました。

7 ページの上のほうですけれども、ソフト関係ですが、情報学部の学生が行ってプログラミングをやったのですが、出来上がった成果がモノになった。「ホームページに載せても大丈夫な成果物をつくっている。学生の実力に驚いた。」ということでもあります。

7 ページの下ですけれども、「就職する前にこういう企業で実習するということはとても有益だ。」ということが、受入企業の共通点でございます。

これら受入れ先は、実は地元の新潟県ばかりです。8 月末から東京の3 社に学生を十数名派遣しております。町工場から5000億円を超える売上げの企業になったアイリスオーヤマという成長企業、TBMという石灰石で紙やプラスチックをつくってCO2削減、マイクロプラスチック対策をやるという環境型の企業、年間売上げが12億なのですが時価総額評価は

1000億円を超える日経のユニコーン企業ランキングの4位になっている会社、そして三菱商事からスピンアウトした小さなIT関係のベンチャー、こういうところに派遣をしております。引率の先生にどうだと聞きましたら、「学生の目が輝いています。新潟の実習もすばらしかったけれども、やはり東京だ、学生は大いに刺激を受けています。」というのが中間報告であります。

繰り返し申し上げたいことは、人材は環境が育てるということであります。東京23区は環境として優れた新しい産業を有するところ、ここで大学の設置ができないということは、同じようなことを上海で中国がやる、シリコンバレーを真似して上海では大学と産業が好循環になる、こういうことになりますと、新しい産業の育成、人材の育成ということでも、中国の後塵を拝することになりかねない。そういう意味で、政府の掲げる成長戦略と東京に学生が集中することを防ぐということの2つの政策の両立ができないものかということについてアイデアを出していただけないかというのが私のお願いでございます。

以上でございます。

○増田座長 北畑委員、どうもありがとうございました。

以上で、今日予定しておりました皆様方のプレゼンは終わりましたので、残り時間15分を切っておりますけれども、少し時間がございますので、もし委員の皆様方から、ほかの方のプレゼンなどに触発されてこれは付け加えておきたいといったようなこと、あるいは御質問でも結構でございますし、ここでディスカッションの時間を取りたいと思います。

御意見のある方は、挙手ボタンがあるかと思えます。あるいは音声で呼びかけていただいても結構ですので、私のほうから指名いたしますので、御発言をいただければと思います。何かございましたらどうぞ御発言ください。

西原総長、どうぞ御発言ください。

○西原委員（曄道委員代理） 本日、様々な御意見を拝聴して、それぞれ論点をよく理解できました。ありがとうございます。

先ほど、私ども私大連の立場として、23区規制は本当に有効なのかどうかということをお話したのですが、今日お話を伺って、私はかねて敬愛しておりますが、共愛学園前橋国際大学の森学長のプレゼンテーションは感銘深く伺いました。共愛学園前橋国際大学さんのように、地学一体でしっかりと地元の学生さんを共愛学園前橋に集められているという御努力、あるいは村岡知事のお話も大変感銘深く拝聴いたしまして、地元でいわゆる高度なITやデジタル系の学部を盛り立てていかれたいと。そういうわけで、私は、23区を規制するという発想ではなくて、地元の地域の大学をいかに積極的に支援するかということが重要であると受け止めました。

私は私大連とともに、共愛学園前橋さんもメンバーなのですが、キリスト教学校教育同盟というミッション系の大学ネットワークの理事長もしてまして、地方の非常に苦戦しているミッション系の大学の悩みを常に聞いております。

森学長がお話しになったように、定員割れをしている地方の大学でも、とても良質な

教育をしている大学はたくさんあるのです。今の政府の方向性としては、定員割れをしていると補助金を出さないとか、そういう方向に行っている。そうではなくて、定員が埋まるように積極的に各地方の大学をエンカレッジするようなプログラムをきちんとすることによって、地方の学生が地元の大学に進むことを誘導していくといえますか、それを励ましていくような方策をむしろ考えていただいたほうがよいと思っています。単純に東京都の学生を削ればそれで大丈夫という発想は、あまりにも後ろ向きかと思っています。

以上です。

○増田座長 西原総長、どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。せっかくの機会でございますので、今日できるだけ御意見をいただければと思いますが、ございますでしょうか。

大森委員、何かございますか。

○大森委員 ありがとうございます。

それぞれのお立場からそれぞれの御意見なので、今日のところはお聞きしてとっておったのですが、西原先生にはそうおっしゃっていただくかなと思いながら、つまり、ちょっと私も悩んだのですけれども、本学も本学で相当に頑張っていることは事実で、ただ、だからどこの地方の大学でもやればできるだろうということでも多分なくて、西原先生がおっしゃってくださったように、さっき私も言ったように、いろいろな大学がチャレンジできる規模感も含めたいろいろな支援策があるといいなどは考えています。

私もちょっと関わったりしますけれども、SPARCの取組自体はすごくすばらしいのですが、数大学ですし、内閣官房で用意していただいているものも、非常に大きなものが数大学という感じで、支援の仕方はばらまきみたいなことにならないようにということがすごく重要だということは承知しております。だから私は口を出してもいいと思っているのですけれども、そのような方策は両輪として考えていかないと、たとえ定員を抑制したとしても、全体の少子化は進んでいきますので、さっき7割が地方だと強調したのはそういうことなのですけれども、そこへの視点はみんなを持っていかないと感じたところです。

もう一つは、私の立場から言うと見直しにはまだ早いとは思っていますけれども、この成果が日本全国あまねく効果が出ているかどうかは、さっきの西原先生のデータもよくよく見ながら考えていく必要があるかもしれません。

例えば群馬だと結構それなりに、つまり東日本には効果があるかもしれないけれどもみみたいなことも見えてきているのかなというところは、みんなで検討していてもいいのかなと思っていますところです。

以上です。

○増田座長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

村岡委員、どうぞ御発言ください。お願いします。

○村岡委員 ありがとうございます。山口県の村岡です。

今日、皆様方からのお話を聞いていて、とても勉強になりました。西原総長のところも、立教大学は大変すばらしい取組をされている。また、地方の貢献もすばらしいお話を聞かせてもらいましたし、大森学長、北畑学長もそれぞれ非常に思いを持って取組を進められておられること、大変参考になりました。ありがとうございました。

山口県におきましても、それぞれの大学で生き残りをかけてかなり頑張っております。魅力の発信であったり、大学の魅力をつくっていく取組をしていますし、SPARCの事業も山口大学と山口県立大学と県内の私立の3校が一緒になって、特に文系のDX人材をつくっていくという取組を進めていて、非常に高い評価をもらって、先日採択の決定もいただいたところでありまして、何とか地域に役立つ人材をつくっていききたいということと、危機感も両方あることなのだろうと思っております。

そういった中で全体について言いますと、東京への一極集中は、まち・ひと・しごと創生の取組を始めてから転入転出を均衡させていくというのが大きな目標としてある中で、依然として続いているわけでありまして、大学の定員についても23区内はまだ増えているという状況もある中で、とにかく一極集中を止めて、地方への人の流れをしっかりとつくっていくというところの大きな目標はしっかり維持してほしいなと思っておりますし、そのために大学あるいは企業の地方分散であったり、様々なことが全体としては要るのだろうと思っておりますので、見直しについては今、時期尚早であるし、むしろ私の立場からすれば進めていただきたいと思っております。

一方で、それぞれの大学はそれぞれの地域で役割があります。地方は地方の大学の役割があるし、首都圏は首都圏の大学の役割があると思っておりますので、それぞれの取組がしっかり伸びていくようなサポートは、国のほうにより手厚くきめ細かくしていただけると、より全体が伸びていけるのかなと思っております。

以上です。

○増田座長 村岡委員、どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

最後に私も少し、各委員のお話を聞きながら、それから、制定当時、相当議論をした上で今の法律につながっているのですが、あのときの様々なお立場からの意見も今日に向けて当時の資料もいろいろ読み返してみたりしたのですが、今、お話がありましたとおり、東京にあるのか地方にあるのかにかかわらず、各大学が大変重要な高等教育を担っておりますので、それぞれが個性ある取組を思い切ってどんどん展開していただく、そういう環境づくりをしっかりとやっていくことは国家として大前提になっていると思っております。

その上で、様々な人の流れから見て御理解をいただけるぎりぎりのものとして、東京23区内にある大学の定数を増やさないということでのある種規制のようなものを取り入れるということで、もちろん多くの必要な例外措置を認めながら、ああいう法律に至ったのではないかと、このように思います。

また定員をうんと減らしていくということであれば、これは大議論ですし、そういった

ことはできるだけ避けるべきだろうと私も思っているのですが、全体の少子化が進んでいく中で、さらに定数増をしないと。今日も大森先生からございました現状維持を東京23区内にお願いしつつ、必要な例外規制を認める。それから、全体としては地方の大学も含めて、各大学の様々な全国を見渡した連携的な事業なども大いにやっていただくといったことが必要ではないかと思っておりますが、これは私の委員としての意見でございますし、今日それぞれのお立場で、論点も含めてかなりクリアになってきた部分があると思いますので、これから次回に向けて事務局のほうで議論を整理していただいて、そして次回のこの会議につなげていければと、このように思ったところでございます。

本日は大変闊達な御議論を賜りまして、本当にありがとうございました。

本日より予定された議事は全て終了いたしました。

最後に、事務局のほうから、今後の会議のスケジュールについて説明をお願いして、会議を閉じたいと思います。

事務局のほうからどうぞお願いします。

○中野参事官 資料8で今後のスケジュールを掲載しております。第2回は、今回の御意見を踏まえた議論の整理、また、先ほど御紹介しました大学へのアンケート調査の結果が出てきますので、そちらも踏まえてさらに御議論をいただければと思っております。詳細な日程につきましては、事務局より追って御連絡をさせていただきます。

○増田座長 ありがとうございました。

以上をもちまして、第1回の有識者会議は終了させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。